



## [米国] 平易な英単語、記号がクレーム解釈に与える影響

### ■ 不定冠詞“a(an)”と数の概念

- 1) 「数の概念」は、日本語よりも英語の方が明確である。通常、英文クレームでは、構成要素は単数形で記載される。
- 2) 一般に、不定冠詞“a(an)”は“one or more”と単数・複数の両方で解釈されるが、明細書全体が複数形を示唆していない場合には単数で解釈した判例が存在する。

*Ex: In KCJ Corp. v. Kinetic Concepts, Inc, 223 F.3d 1351 (Fed.Cir.2000)*

*an indefinite article “a” or “an” in patent parlance carries the meaning of “one or more” in open-ended claims containing the transitional phrase comprising.” ... Unless the claim is specific as to the number of elements, the article “a” receives a singular interpretation only in rare circumstances when the patentee evinces a clear intent to so limit the article.*

- 3) 実務者は、法律文書でもある明細書(又は、契約書等)を作成する際に、特に、日英の言語構造の違いに留意することが望まれる。
  - a) 構成要素の数が限定解釈されないよう実施形態を記載する。
  - b) クレーム間でも数の概念を整合させる。例えば、ある構成要素(部材A)を、独立クレームでは単数形により、従属クレームでは複数形により表現する場合には、独立クレームにおいて“少なくとも1つの部材A”、従属項において“上記少なくとも1つの部材Aは、複数の部材Aを含み、”と記載する。
  - c) 「数の概念」がより明確な英語を意識して基礎出願を作成することで、第二国出願時に意図せぬ解釈および誤訳の発生を防止することができる。

### ■ 明細書中の1つのコンマ(“,”)がクレーム解釈に影響を与えた判例

- 1) 明細書中の1つのコンマの存在によって、特許権者の意図しない内容でクレーム表現が定義付けされ、文言侵害と均等侵害を否定した判例も存在する。

*In Culter Corp. v. A.E.Staley 224 F.3d 1328 (Fed.Cir.2000)*では、明細書中の1つのコンマがクレームの文言解釈の結果を左右した。

*“As used herein, the expression “water-soluble polydextrose” (also known as polyglucose or poly-D-glucose) specifically refers to the water-soluble polydextrose prepared by melting and heating dextrose (also known as glucose or D-glucose), preferably with about 5-15% by weight of sorbitol present, in the presence of a catalytic amount (about 0.5 to 3.0 mol %) of citric acid.”*

- 2) “preferably with about 5-15% by weight of sorbitol present,”の最後のコンマがなければ、“preferably with about 5-15% by weight of sorbitol present in the presence of a catalytic amount (about 0.5 to 3.0 mol %) of citric acid.”全体を選択的な構成と規定することができ、クレームが狭く限定される事態を免れることができた。



### ■ 実務上の注意点

- ・コンマひとつであっても、莫大な価値を有する特許、契約書が無価値に転ずる可能性があることを実務者は認識しなければならない。
- ・明細書・契約書の作成、翻訳、英文チェック、中間処理、鑑定など、知財実務には細部に亘る慎重さが必要で、そこに知財実務の難しさと面白さがある。